

身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱

第一章 総則

(趣旨)

第1条 県は、過去に失われた自然環境を取り戻し、潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、身近なみどりの創出を展開する市町村等に対し、彩の国みどりの基金（以下「みどりの基金」という。）の活用により予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、令和6年度までに「身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱」又は「みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱」により補助金の交付を受けて園庭・校庭の芝生化を実施した公立学校等の芝生維持管理に関する事業とし、経費は別に定める。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、各年度において県の定める額とする。

2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の補助率及び補助限度額は、別に定める。

(補助対象市町村)

第5条 補助金の交付の対象となる市町村は、令和6年度までに「身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱」又は「みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱」により公立学校等の園庭・校庭の芝生化を実施した市町村とする。

第二章 補助金の交付の申請及び決定

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定め、その提出部数は1部とする。

(記載事項等)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

- 一 事業実施箇所の位置図
- 二 事業に係る予算資料
- 三 事業に係る設計書等
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の補助金交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに市町村に通知するものとする。

(承認申請書の様式等)

第9条 規則第6条の補助事業等の内容を変更する場合、補助事業を中止し、又は廃止す

る場合の承認申請書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。ただし、補助金の交付決定額の増額は認めない。

- 2 事業に要する経費又は事業の内容の変更において、補助対象経費の 20%以内の減額変更は、承認申請書の提出を要しない。
- 3 第 1 項に係る申請書には、事業変更計画書（様式第 6 号）を添付しなければならない。
- 4 知事は、承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第 7 号）により市町村に通知するものとする。
- 5 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第三章 補助事業の遂行等

（状況報告）

第 10 条 市町村は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（指示書の通知）

第 11 条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第 8 号）により、市町村に改善を指示することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

（報告書の様式等）

第 12 条 規則第 13 条の報告書の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
- 二 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- 三 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
- 四 検査調書又は完了検査の結果報告書の写し
- 五 その他知事が必要と認めるもの

（報告書の提出時期）

第 13 条 規則第 13 条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止・事業年度完了の場合を含む。）後 30 日以内、又は 3 月末日のいずれか早い期日とする。

（確定通知書の様式）

第 14 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 10 号のとおりとする。

（補助金の請求）

第 15 条 前条の確定通知書を受けた市町村が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第 11 号）により知事に補助金の請求をするものとする。

- 2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章 補助金の返還等

（取消通知書の様式）

第 16 条 規則第 16 条の取消通知書の様式は、様式第 12 号のとおりとする。

(補助金等の返還)

第 17 条 規則第 17 条第 2 項は、補助金返還命令書（様式第 13 号）により命ずるものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章 雑則

(財産の処分の制限)

第 18 条 市町村は、補助事業により取得した財産を、知事の承認を受けずに処分してはならない。ただし、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間を経過した場合はこの限りでない。

2 市町村は、前項による承認を受ける場合には、財産を処分する前に、知事に財産処分承認申請書（様式第 14 号）を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書（様式第 15 号）により市町村に通知するものとする。

(書類の整備等)

第 19 条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第 20 条 市町村は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

2 市町村は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 21 条 市町村は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項（第 22 条関係）

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

第 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
市町村長 氏名

身近なみどり市町村支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、身近なみどり市町村支援事業補助金交付を受けたいので、身近なみどり市町村支援事業補助金要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 事業計画書 様式第2号のとおり
- 3 添付書類
 - 一 事業実施箇所の位置図
 - 二 事業に係る予算資料
 - 三 事業に係る設計書等
 - 四 その他知事が必要と認めるもの

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金については、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助対象事業の内容
年 月 日付け 第 号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金交付申請書のとおり
- 3 補助金等の交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 知事の承認なく補助事業により取得した財産を処分してはならない。
 - (5) 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書を知事に提出するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
 - (6) 補助対象事業の実施に当たって、「補助金等の交付手続等に関する規則」及び「身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
（元号） 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 理 由

第 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
市町村長 氏名

身近なみどり市町村支援事業変更（中止・廃止）承認等申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、身近なみどり市町村支援事業補助金要綱第9
条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添 付 書 類

第 号
(元号) 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業変更（中止・廃止）承認等通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業
変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、身近なみ
どり市町村支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません
- 2 変更交付決定額
- 3 交付決定変更の内容
- 4 変更承認の条件

第 号
（元号） 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業の遂行に係る指示書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた事業の遂行について、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 改善を要する事項
- 3 改善 期 日 年 月 日

第 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
市町村長 氏名

身近なみどり市町村支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了した
ので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 事業内容

別紙のとおり

2 添付書類

- (1) 補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- (3) 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
- (4) 検査調書又は完了検査の結果報告書の写し
- (5) その他知事が必要と認めるもの

別紙

事業実績

施設の名称		
補助対象事業着手日及び完了日	着手年月日	
	工事完了年月日	
補助事業に要した費用	支出実績額	金 円
	補助充当予定額	金 円
	交付決定額	金 円
	差額	金 円
その他参考事項		

様式第 10 号（第 14 条関係）

第 号
（元号） 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて報告のあった身近なみどり市町村支援事業実績報告書は適正と認められるため、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

第 号
(元号) 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地
市町村長 氏名

身近なみどり市町村支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で身近なみどり市町村支援事業の補助金交付額確定通知書を受けましたので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

金融機関名	銀行 信用金庫	本店 支店
口座番号	(普通・当座)	
名義(かか)		

※ 市町村名義の口座に限る

様式第 12 号（第 16 条関係）

第 号
（元号） 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定をした身近なみどり市町村支援事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 16 条第 1 項の規定により取り消すことを決定したので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 取消理由

様式第 13 号（第 17 条関係）

第 号
（元号） 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した身近なみどり市町村支援事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 16 条第 1 項の規定により下記のとおり返還を命ずることとしたので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日

第 号
（元号） 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
市町村長 氏名

身近なみどり市町村支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

身近なみどり市町村支援事業補助金により取得した下記財産を処分したいので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 交付決定日及び文書番号

2 施設 の 名 称

3 処分しようとする財産

4 処 分 の 内 容

5 処 分 の 理 由

6 処分予定年月日 年 月 日

様式第 15 号（第 18 条関係）

第 号
（元号） 年 月 日

〇〇市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

身近なみどり市町村支援事業補助金に係る財産処分承認等通知書

年 月 日付け 第 号にて申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金に係る財産処分については、承認しました（しません）ので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません